

令和4年11月25日

令和4年11月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月25日（金）午後1時30分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （10人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
5番 吉浦 武夫
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
11番 桑内 千恵美
13番 加藤 賢司

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第55号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第58号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 議案第59号 非農地証明願について
- 報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第61号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 それでは、ただいまより令和4年11月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、4番笠井委員、6番山口委員、12番大西委員、14番井内委員より欠席の

旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は5番吉浦委員、8番藤井委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第55号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第55号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和4年11月4日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が27件、更新が17件、農地中間管理権の新規が0件、更新が0件で、合計44件、128筆、131,653㎡となっております。

なお、○番○○○○氏は、利用権設定前の面積が0㎡ですが、以前から口約束で耕作を行っており、今回正式に利用権を設定することになったとのことです。また、○番と○番の農地を合わせると耕作面積は3,161㎡となります。

その他の個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第55号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号160、161については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号160について、石井東の担当であります1番田幡委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

1 番 議案第56号 受付番号160について説明いたします。

11月15日に久米委員と私の2名で農地法第3条所有権移転の件で譲渡人に会い、内容と現地の確認を行いました。

権利種別は無償移転で、申請地は3筆、地目は田、面積は計4,740㎡、親から子に対する持ち分10分の1の贈与であります。

市街化区域にある当該農地を平成29年より毎年10分の1ずつ10回に分けて移転するということであり、今回は7回目の所有権の部分移転になります。

今回も昨年と同様、農機具は揃っており、農地は適正に耕作、管理され問題はありません。

許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、過去6回の所有権部分移転については、申請書の添付資料により所有権移転登記が行われていることを確認しております。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号160について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号160は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号161について、藍畑字西覚円の担当であります10番吉村委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第56号、受付番号161について説明いたします。
11月21日に中村委員と私の2名で、譲受人である、〇〇〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇氏と農地法第3条第1項に規定する所有権移転について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記及び現況が畑、558㎡です。
譲渡人である〇〇〇〇氏は、農業経営の規模縮小のため、自宅から遠方にある申請地の売却を希望し、経営規模の拡大を希望する譲受人と売買がまとまったとのことです。
申請地は、現在は耕うんされた状態であり、境界が明確で、所有権移転後は、どくだみを栽培する予定とのことです。
譲受人の本社は東京ですが、徳島市〇〇町に支店があり、トラクター〇台、管理機〇台、トラック〇台等の農機具を所有しております。
代表取締役の年間農業従事日数は180日となる見込みで、常時雇用13人、臨時雇用12人で運営しており、今後は臨時雇用人数を増やす予定とのことです。
〇〇〇〇株式会社の損益計算書では、損失が発生しておりますが、〇〇〇〇グループで事業が運営されていること、今後3年間は農業の売り上げが増加すると見込んでいることから、所有権移転後も農業経営は継続されると見込まれます。
本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号161について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号161は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号162については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号162について、高原字東高原の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

8 番 議案第57号、受付番号162について説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、11月14日に矢部会長、山口委員と私の3名で、申請人の委任を受けた行政書士及び譲渡人の立ち会いのもと、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、登記、現況ともに田、面積は293㎡です。

譲渡人と譲受人株式会社〇〇〇〇との土地売買です。

譲渡人は、農業を廃業し、管理ができなくなった土地を処分するため売却することです。

譲受人は、事業拡張のため南側に隣接する雑種地と併せて資材置場として整備するものであり、雑種地への進入路及び資材置場として、今回の申請を行います。

申請地は、北側が県道、西側が宅地と接し、東側は農地、南側は雑種地です。

造成地は表土を20cm取り除いて砕石で盛土を行い、雨水等は地面に浸透させる計画です。

境界も確定しており、隣地及び周辺農地等に迷惑をかけないように申請人が責任をもって対応することです。

以上のことから許可やむを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号162の申請地は、平成4年12月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

転用目的は資材置場で、譲受人は現在、町内で建設業を営んでおり、事業取扱高が増加し、資材置場が不足するため譲渡人から所有権を移転して農地の転用をするものであります。

申請地は、表土を20cm取り除き、碎石で最大25cm盛土をします。造成の高低は北側の県道と合わせ、東西の隣接地のコンクリート擁壁の高さ以内とします。雨水は地下浸透です。

南側に隣接する雑種地、東高原〇〇〇番〇、〇〇〇番〇と併せて利用するため、この雑種地の売買について同意を得ており、本件の許可後に正式に売買契約を行うとのことです。なお、雑種地は造成を行いません

申請地には、北側県道の縁石の間から進入するため、資材の搬入に問題はないと思われまます。

周辺の土地に影響はないように十分に注意し、被害が生じた場合は、申請者の責任において解決することが事業計画書に明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号162について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号162は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第58号、農地法第5条の規定による許可の取消願について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可の取消願については1件です。

(議案書に基づいて内容の説明)

受付番号163については以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号163、高原字西高原の担当であります6番山口委員が欠席しておりますので8番藤井委員に、現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

8 番 議案第58号、受付番号163についての説明を代読いたします。

11月21日に農地法第5条の規定による許可の取消願について、代理人である行政書士に聞き取り調査を行いました。

申請地は高原字西高原〇〇〇番〇、689㎡、登記簿と現況は田で、令和4年8月総会の議案第37号、受付番号104で資材置場への転用を申請し、徳島県知事から許可されましたが、譲渡人から契約解除の申し出があり譲受人が同意したそうです。

詳しい事情は、個人の事情であるとのことで、代理人が知ることはできなかったとのことです。

許可の取消しであるため、今後は譲渡人であった者に農地として耕作を行うよう代理人を通じて伝えております。

申請内容、添付書類について問題はないと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号163について、取り消しすることが妥当という確認書を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号163は許可を取り消すことが妥当という確認書を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第59号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号164については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号164について、石井西の担当であります2番久米委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第59号、受付番号164の非農地証明願について説明いたします。
11月15日に田幡委員、委任を受けた行政書士及び私の3名で現地確認を行いました。

申請地の石井字石井〇〇〇番〇は、都市公園を臨む斜面地で、申請地を含め一帯は墓地として利用されており、農地に復帰させることは、不可能と思われま

す。昭和44年以前から墓地であったことは、航空写真で確認できる事から确实と判断されますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号164の申請地は、周囲は山林と墓地、都市公園に囲われており、農地の種別としては、第2種農地となります。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

申請地は、年月日は不明ですが、昭和46年の線引き時には墓地として利用されていたため、農用地区域でないことの証明の写しが添付されております。

撮影年月日が昭和44年5月1日、証明年月日が令和4年9月21日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されております。

現在も墓地として利用しているため、農地への復元は著しく困難です。

申請地は山腹の畑であったため、土地改良区、水利組合の受益地ではなかったとのことです。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと思われま

す。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑があればしていただく。なければ次に進む。)

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号164について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号164は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知については、3件受理しました。
報告第61号 農用地利用集積計画の合意解約について、1件受理しました。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもって、令和4年11月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。
慎重審議ありがとうございました。